

伊雜宮沙汰文

第五

和書門		
類	五二七四	號
函	一六	架
冊	一〇	冊

內閣文庫	
和書	五〇二七四
架	一六
冊	一〇

內閣文庫	
番號	和 50274
冊數	10 (5)
函號	142 822



力

伊雜宮旧記再卷

Faint handwritten text in cursive style, likely bleed-through from the reverse side of the page.

伊雜宮旧記再考

伊雜皇大神宮舊記三卷を新し字、御内院の
た免しき事なり。内廷の祿宜等、非我の私を以て
これ、真偽の沙汰を乞ふ。伊雜皇大神宮の神威
神徳を奪掠せんと欲する事。

右二の舊記、年代久しく、傳り、蠹臭の多し
と、紙破れ、或は文字きえて、はらへらるる所あり
紙破れ、或は文字きえて、はらへらるる所あり。不
く、阙脱する事少からず。今その舊記のま
ま、字進をとり、公を憚るに、妄に義推を加
す。未だ、つて、長紙、文字を書いれて

讀人の目眩さんと頗非礼のいり上を
を升りろよとるその科強うさる事

勘申伊雜宮舊記真偽之事

内宮祓宜等難云

右此舊記ハ日本書紀ニ載る所の磯宮をりりて
磯殿と号し倭姫世紀并大田命傳記ニさるる所
の伊蘇宮をりりて磯部と稱し豊受大神宮
御鎮坐本紀等をりりて二所大神宮の由事
をりり伊雜宮の事ニ准比してさるる
中ず謀書とらん中々本文尤の

大伊雜宮宮人等陳云

日本書紀 垂仁紀 曰天皇二十五年丁亥朔丙申離

天照大神於豊耜姬命託于倭姫命爰倭姫
命求鎮坐大神之處而詣兔田竹條幡 藤此云
佐々

更还入近江國東方廻美濃到伊勢國時天照

大神誨倭姫命曰神風伊勢國則常世之浪重
浪歸國也傍國可憐國也欲居是國故隨大神
教其祠立伊勢國因興斎宮于五十鈴川上是
謂磯宮則天照大神始自天降之處なりと
いりりて是謂磯宮と云倭姫世紀大

田命傳記等より示す所の伊蘇宮とハこれ
磯宮の字を音を假て書する者彼等文盲
也して去るもや次も豊受本紀をよつて伊
蘇宮の由りも書なりたりといふも伊蘇宮
御鎮座ハ亦御遷座より以前の事也案する
よ亦亦御鎮座本記ハ伊蘇宮の事を取りか
して作する書りと云ふも

難云
倭姫世紀曰垂仁天皇二十五年丙辰春三月伊勢
百船度會玉掇伊蘇國仁入座即建神服織社令織
大神之御服麻績機殿神服社是也 從此處始

在号伊蘇宮焉 然後随神誨造建神籬取丁巳年

冬十月甲子奉遷於五十鈴川上之後不見清麗
膏地天和妙之機殿乎因興于五十鈴川上側令
倭姫命居焉于時天棚機姫神令織大神和妙御
衣給倍利此處於名号磯宮矣

陳云

同世紀曰從飯野高宮遷幸于伊蘇宮令坐
于時大若子命問給久汝此國名何白久百船渡
會國玉掇伊蘇國止白久といひ又此引用る
文も從此處始在号伊蘇宮焉と注せり又
同しき次下も此處於名号磯宮矣といひ

伊蘇と磯と相通して名つを用ふ事明き
又伊勢百船度會玉掇伊蘇國といふ飯野
高ふよるう流り海せし垂仁天皇廿五年
此事なき日本紀乃磯宮とおるし不た事
疑なり伊蘇宮とありとすいふ處あり
又云爰倭姫命宇治機殿乃磯宮坐給倍利奉
難云
日神記台止無倦焉云
陳云
佐古久志呂宇遲之五十鈴之河上といふハ
これ磯部の事也今此宇治ハ五十鈴川上
といふるハ内海ハもろり川下ハもろり

おろりせり然る今世記又宇治機殿乃
磯宮といふ元明天皇和銅六年諸國の
風土記を作らしむる時國郡鄉村の名
成りしめきし大政官より下す旨に任
せて極めしれきし依て今此内海の方も此
時より別して宇治と定免名つきしれし
又宇治の機殿を内海とありとすもこれを
まじ機殿の磯宮といふ事ハ初め磯部此機
殿なりを宇治とすきても猶初め此の
名を呼んで磯宮此機殿を宇治とす

と慥母考く〜めん為成へ〜元来今此字治

磯宮といふ所なき城りつて知〜め〜孫

^{難云}神名秘書云神服機殿在飯野郡流田郷服村

麻績機殿在同郡井手郷

同裏書云伊蘓國伊蘓宮在多氣郡逢鹿村字

古宮本古宮處也

^{陳云}

伊蘓宮ハ飯野多氣の郡ニあるやうニ書志

るせりされとも神名秘書ハ機殿の所在

を記すこれさうめて内ニ此機殿をいふ母や

それは裏書ハ何人の所為をや伊蘓宮ハ逢

鹿村ニありといふ事心泊か〜案とらるゝ倭

姫世記曰御河瀬 ^乎渡給 ^尔鹿完流相 ^支是惡

詔不度坐其處 ^乎相鹿瀬 ^止号といつてこれ多

氣郡乃分野されハ今もそのありを逢鹿村

といふらんこの惡處ハ宮前をけらぬ孫らん

事ありうす孫らんハ裏書ハ指もなき僻事

成へ〜日本記ニあるを五十鈴川上の磯宮

ハ内より三里辰巳乃方ニあるまうかまうか

さしてやす磯宮といふ所ハ内より三里戌亥

のたつありいづゆる五十鈴川上ハ雲泥もろか

よたふりその上今此多氣郡又伊蘊宮と云
古跡ありこれをもつて知しめし給ふ

^{難云}神宮難例云本記云尔時大幡王命向久已先祖

天日別命賜伊勢國內磯部河以東神國定奉

飯野多氣度會坪也即大幡王命神國造并大神王定給又

云難波長柄豊前宮御世飯野多氣度相惣一郡

也云々延曆儀式帳云

天照坐皇大神 所祢天照意保比流賣命

同殿坐神二柱

坐左方祢天手刀男神灵御形弓坐
坐右方祢万幡豊秋津姬命也此皇孫之母靈

御形劔坐

御坐地度會郡宇治里五十鈴河上之大山中四

至 下畧之

右乃古書を以考りし磯宮とす号ハ多氣の郡

此伊蘊宮より始りて皇大神内宮に御鎮坐

乃後倭姫命宇治の五十鈴川の邊に斎宮を

建給ひてかの多氣郡の磯宮に名改りて名

付りふとみくあり

^{陳云}右の古書ハ是か内宮此事也神宮難例に伊勢

國內磯部河以東を天日別命に賜を以りて

伊勢國風土記を案とるは天孫尊此とき

天日別命勅を奉て東北の数百里入て伊勢津彦を逐去て國をおさめしむと云これ伊勢此國安佐賀山此分野なりし倭姫世記乃注し垂仁天皇詔して其國者大若子命先祖天日別命所平山也といひて道遙の神代の事なり爰に引用する事所詮あり神代は磯部河乃名ありしにたしひきとも人代り及ひて知魚くくもや次は延曆儀式帳ハ内宮此事也御坐地度會郡宇治里五十鈴河上之大山中といひり次は飯野郡磯部河といひり

飯野多氣度會三郡此内よりして磯部河といふ川ハかゝ次は多氣郡此伊蘓宮より始りて内宮御遷座ありといふ事神名秘書ハ裏書として行清も書しぬ書を方人として日本記を削る事眞恥おそくし多氣郡は伊雜宮此古跡更なるし又記祿もありしす伊雜宮より内宮よりつされて斎宮を立ちし初免のふ所の名をとりて宇治の磯殿の磯宮とい名つてもなるなりし難云
于今多氣郡は磯殿あり又宇治にも磯殿のあ

新ハ此也

陳云

多氣郡ハ眼部八郷としてあり此事をす
りやその外ハ機殿といふ處に亦あり眼部
ハ神社ハ稚日女命也日本紀神代上卷曰稚日
女尊坐于疾服殿而織神之御服也とい
るこれ也とるる各別此事なりそれを
今磯宮ハ機殿也といふ事あり實ハ文盲
也といふハ機宮ハ機殿ハ天棚機姫命
乃孫八千姫命也伊雜皇大神宮より成
亥れ十二町命余とをへてて岩屋あり磯屋

殿と名つて則大神ハ神衣織り不也
然今といつるまて機織者の慥ハ字由る
これ神祕也その岩屋の上を和合山と名つ
山の上ハ五色ハ糸の天上より降かり
木ありて今ハ跡あり

難云

右の郡ハ磯部川あり倭姫世紀といふ伊蘆國
也此あり也伊蘆宮と名付るも此ハ
より始り

陳云

日本紀といつる磯宮といはれくを指て云へ
る常世の浪の重浪よする磯部の宮所を

倭姫世紀よいつる伊蘓宮よあつとをとは
何處の書よ又んくつる又多氣郡の笛川とて
川あり又ハ被川と名づくこれより外ハ河
かハ此笛川ハ俄ハ磯部川といふ名付
多氣とも伊蘓宮ハ古跡ハナリ此故
只不通の作言也と又んくハ

難云

志摩國志郡伊雜村乃事ハあつす

陳云

彼等向ハ孝徳天皇ハ御宇マシテハ飯野
多氣殿相とて一郡ありと書あり
古ハを弁とヤ往昔伊勢志摩ハ一國カ

アミル哉志摩を分て三郡と定めり伊
雜宮ハ伊勢志摩ハ一國カ別まきり以前
ハ初まり今ハ世ハ志摩國志郡といハ
て伊勢ハあつすといふを也例セテ
の松ハ奥州の名所あれハ出羽を別れて
より出羽ハ名所ありハ如
倭姫世紀日本紀風土記あり引て
志く作りとて下畧

難云

倭姫世紀日本紀風土記あり引て

陳云

彼等ハ目ハ讀ミ文字をハ難字と
也然ハ書藉トハ彼等ハ為ハ數百子

難字あり——この伊蘓宮に舊記ハ甚古
本めて換脱せし事前より如し今
新め作出しし書ハ何れを亦内後
達し中ありその古き事論をへし
難云 題号ハ伊勢志郡伊蘓宮舊記卷第一
との事

陳云 これ此舊記ハ往昔乃書記を写したるより
奥書あり於その正本ハ何れ乃時め作り
たるとも志れを然るも伊勢志郡といふ
ハある別述する以前此述作歟とい別述する後の

書也とも伊蘓宮ハある別述は以前に
ハ古しハを然ハせんといハ伊勢志郡
ニ書しるハ何の咎あるん

難云 舊記といひあるもや 寂初より題号ハ
舊記と書しるハ謀書 啓然也

陳云 これ舊記といハ古き記録をいふとの心
たるやいとをり——古舊此事を記する故

難云 舊記と題せり舊記古事記の類の
此卷乃末め神武天皇此祭祝との事時代相
透みて

これ神書に奥義は暗く神秘を蔑如とする
故に相遠と云つり謹て信をおろして心
得へし宮所の異地をてし神武天皇は世
よりそのきさくはるます事をあはせり
倭姫世記は大田命白く八万歳の間五十鈴
逆鉾を造りて國の至れ出現し久し待
たりしとの給つりと云るせり想して神の依
事ハ一朝一夕よしてはるまじりもふはれをされ
ハ五十鈴の川上をハ美宮處と兼てより天
照大神ははるめりひて五十鈴逆鉾を投

をろし置りつりと也いんや神武天皇
此中時よそのきはしおろしはしきる事
もやさハこまも近き事也

難云
陳云

嚴檀之本宮ハ大和國磯城郡よてん

これ日本紀を削るつるの詞あり日本紀垂仁曰

天照大神初自天降之處也是以磯城嚴檀

本トス口傳一書云天皇以倭姫命為御杖

貞天照大神鎮坐於磯城嚴檀之本而祠之

然後隨神誨取丁巳年冬十月甲子遷于伊

勢國渡遇宮云これ磯城嚴檀之本ハ伊雜

難云

宮なる神武天皇の時ハ倭姫命いませ
世ハ出現ナリ垂仁天皇の時ハ倭姫命
をてハ神鏡をいづき諸國をめぐり伊勢
國卷志郡ありて神託おとす一満りて磯宮
ハ鎮坐すりくき磯城巖檀之本を大和國
よかきると思ふハ管見ハあつりや
伊弉諾伊弉冉を伊雜宮ハ相殿とす事
胡亂の説也此二神ハ大神宮の別宮ありて度
會郡宇治郷川原田村ハ鎮坐也と云事
陳云
伊雜宮より後ハ初まりし内ニ此例を以て

難云

伊雜皇大神宮哉難なる事なりハ相殿とす
り今世ハ曰殿ハ祭也雖然伊雜宮相殿同
殿ハ祭り上左右ハ又御殿を奉造之事
哉末代愚昧の私曆を以て上古聖代の儀式
を奉祀事非礼不可之者也將又左右の宮殿と室
殿と奉申條無覺末ハ宝殿ハ別有之度分明也
世記曰從飯野高宮廷幸于伊雜宮令坐支于
時大若子命問給久汝此國名何白久百船度會國
玉擬伊蘇國止白久下畧
陳云
この文ハ中ハ飯野高宮と云ハ今号磯部高

宮是也伊蘇宮といふ今の伊蘇皇大神宮の
御事也次は倭姫命詔久南山未見給とい
つり伊蘇宮の地景水のうまひ山谷はま
て林木まけり南の方ハ蒼海藍をもみてそ
のゆくはまきだちるを又大神御託宣は是神
風伊勢國則常世之浪重浪帰國也倭國
可憐國也欲居此國とのまじり磯部のあひ
多は重浪浦といふ今の世すても名所とされ
磯部ハ南にそり海邊ありはまに傍國
とお同せしむるは神託炳焉

難云

御遷幸ハ行程を案するよるふこれ多氣度會
のち郡ありて志摩國志郡とありす

陳云

今引用る世記の文勢ハ倭姫命にめぐり
所とありてありは出神の社をさるる
まひしをさるる猶その間此事とい
て具に記はくさんや日本紀垂仁に眞裔
宮于五十鈴河上是謂磯宮といひこれ伊蘇
皇大神宮なり此又争をふるるを

難云

伊蘇村は遷幸のち内宮に本宮と稱
しておひしきは再興ハ義ハ神慮叵測

陳云

これ下りて上をもちふ科あり彼等々指南
に依て謬を信して伊雜宮造替ありき
やそのうへ伊雜宮ハ内宮のたゞ本宮な
る事日本紀又あきくう也

難云

崇神天皇即位六年倭國笠縫邑より
よりいより内宮鎮座よりすまへあり

陳云

所遷座ありしも内宮此本宮とハヤ
皇大神數多し由遷座ありし事ハ勿論
也此處とも大神御託宣傳しませし所ハ只
此磯宮より也此故又日本紀
無仁又天照大神

難云

伊雜宮ハ倭姫命以伊佐波登美神祝定之由

陳云

世記又見くうり
伊佐波登美神ハこれ保食神の變作あり
と口傳せり亦もその社ハいま伊雜皇大神
此本宮より丑寅のうへ三町餘ありてこ
あり伊雜宮儀式帳曰伊射富社御靈大歳
所化神保食神也
此間ニ本紙損脱七八字アリ

此社東向也といふるれあり伊雜皇大神宮ハ
伊佐波登美神社にておんまきまきまきまきまき
ゆきまきいしんや伊雜宮ハ皇大神にて
まきまきまきまき東鑑第二卷ニ右大將源頼
朝卿御願書曰熊野ハ衆徒號志天軒遠
巧年類等去年正月尔皇大神宮仁監入志天
御殿於破損志神寶遠犯用須因茲御躰遠皇
大神乃御殿乃砌利五十鈴乃河上乃畔仁假奉
迂云云云此伊雜皇大神宮を内宮の砌ニ假殿
をつくりておんまきまきまき迂なりたりといひり次下

の言ニ伊雜宮遠造替志神寶遠調進といひり
伊雜皇大神宮なる事古來かくのまきまきまき又毎年
内宮の祓直等伊雜宮まきまきまき神前まきありて
すまき詔カまきいまき志摩國志郡伊雜村乃下
津石根尔大宮柱太敷立天高天乃原仁千木
高知天皇御麻命乃称辞定奉挂畏伊雜
皇大神乃廣前仁恐美恐美申給云又應永卅
二年五月廿八日 綸旨ニ皇大神宮とあり
かまきといひまきといひ伊雜宮ハ皇大神乃て
おんまきまきまきその證拠おんまきまきまき伊佐

波登美神ありとかうふけやす事皇大神の
此神を中うすむる神敵ありされし伊
射波登美神の社は是別々伊雜皇大神
宮の攝宮なる何と今あり多々伊雜
皇大神宮を中うすむるや

難云

伊雜の北方瀧祭ハ天瓊矛神是也トハ伊雜
宮也五十鈴川これ有て天瓊矛を納むると
いふやこれ又その外北相遠成へり
陳云
伊雜瀧祭との事伊雜神路山大原の峯に
神座ありて岩穴古来あり深き事限なし

其中より一丈の瀧あり是今より多々又
五十鈴川上ハ伊雜方ニ天野原と名づくる嶺あり
此山より流き出て内方ニめくりゆく川を
五十鈴川といふされハ今の五十鈴川上を
疑も無く伊雜方あり次ニ代々の宣命哥
枕等ハ宇治の五十鈴川上といふことハこれ
彼等ハ内方の事ハありす世記ハ大田
命とてハ倭姫命ニ答て白さく佐古久志呂宇
遲之五十鈴之川上者是大日本國之中ハ殊勝
灵地侍倍利といふハ儀宮の事也宇遲と宇

治と音相通して用ゆこの故又宣命哥枕
等又宇治の五十鈴川上といふことハ形古し
へは唯てかくいつる所文字ハ拍子て義
理をそむく事なうれ呪や猿田彦命二百万
歳五十鈴を満ちりて鎮座ありをる所は
何方そや伊雜宮と神路山とのあひひ大杉
谷の社これなり此故ハ瀧祭の事ハ伊雜方
の五十鈴の川上をまつて根本とす
^難志摩國の谷志郡伊雜村ハりとこれ伊射波村
也大神宮第一の神戸めてはゆへへの所を伊雜の

神戸ニヤリ 下略

^{陳云}これ指もなき作言也伊雜の御浦七ヶ所是
をまつて伊雜皇大神宮の神戸とす磯部
の神宮ハ贅をそなへまつる舊式也これを
内ふれ事よとりあすハ大なる僻事也次
ハ伊雜神戸を中略して磯部といふ訛音
也といふ子偏ハ短方のいすすそ又尤笑ハ境
多り磯宮といふ名ハ日本紀より出り南海の
磯なまハ磯部とありそや磯部と立くる宮所
あれた磯部殿とす也朝東天ハ日輪初

めて昇りふより夕をれ日の没りふまて伊雜神
宮をハ隈なく照しかくやき強ハ又この伊
雜の宮を日の少宮ともやすなり志摩國
谷志郡伊雜村ハもとこれ伊射波村也とい
いある事ハ是くするやこれ證文ありいし
難云
國常立尊所化神汎形於天津水影以天津
御量事真經津寶鏡三面鑄表也とい豊
受大神御鎮坐本紀の文めてを盜取りて
下畧
陳云
此の舊記ハ極めて古き本ありハ文字きれて

ほかさるも 内鏡ハ備へありしハ論
とく今新ニ写して重て朝廷
みはく舊記の本紙糊脱る所をも紙
のよく写しをくハ先師を敬所ありこれ彼等
礼ある事を知さるや次ハ本紀の文を盜と
ると云事甚荒量の言也案をるハ大田命
傳曰國常立尊所化神天鏡尊月殿居所
鑄造鏡三方三面といり豊受本紀ハ亦
この文を盜とりて書りといふハ昔の人の
心たて淳朴ありて末代をあられハ書公藉を

はるゝ人我の相ある似る文章をいかり
又只理越はくま越とせり此故に文字
言句の似る事との諸書に例おほし
必しを辨眼するなり

難云

大歳神宮号此事

世記よいつる飯野高宮はをいちこれ大歳の
宮なり元来宮号あり何そ新に宣下
より備さんや言ふは外宮よのそありと思
るまや又飯高郡也と思へるや伊雜皇大神
此鎮座の以前は外宮の言ふありとて又

飯高郡は大神は此鎮座ありといふるはし
されは世紀よいつる飯野高宮は垂仁元年
よりこの初免ふる宮ありと知へり

難云

伊雜宮神殿寸尺の事

陳云

これ伊雜宮儀式帳の丈尺也此書も猶古き
書よして今初めたは物にあはれそのうへ伊
雜宮の神殿は重くの口傳あり亦内宮
ありとこれ伊雜宮より遷座しある所之
經木十木といふも伊雜宮の正殿をうけ
して内宮のありたる成へり心御柱

徑四尺といふ事も伊雜宮此古式なるを内宮
此儀式よりついでに於てはるめたる成り

難云

延曆儀式帳のこゝに伊雜宮正殿一區長一丈
五尺弘一丈二尺高八尺

陳云

この丈尺ハ内宮の儀式帳也伊雜宮ハ別ニ
伊雜宮儀式帳あり往古の圖式より
舊記よのせりりハ新義此事ニあらず
内宮乃儀式帳をよりて伊雜宮此也造宮
おろしき来る事ハ更ニ其例なり

難云

九相殿造宮八尺間二間横九尺三寸柱十本

陳云

八尺間二間と一丈六尺也五尺一寸の御戸口
と一丈六尺の間ニ中の御戸口五尺一寸也次
ニ柱一本と云ハ每横九尺三寸の間ニ中ニ
向左右合せて六本又縦一丈六尺の間ニ中
前後ニ四本以上十本ニこれ格式ニ違ふこと
なり

難云

以外宮神号天以内宮神号地今以伊雜神号
人との事例の三宮といふんため此所為歟
天日別命の兒玉柱屋姫命也すはる故
又人ともなるぬやお月つらなり

陳云

大田傳記曰伊雜宮一座皇大神遙宮也天日
別命見玉柱屋姬命也依神託崇祭之とい
了此文如よりて伊雜皇大神宮を玉柱屋姬
命也と云ぬや玉柱屋姬命ハ伊雜皇大神宮
の斎也その神社の所在ハ伊雜宮より小の
うゝ三町よりてこれあり又伊佐波登美神を
も伊雜宮これ也といふに付て玉柱屋姬命
ハ伊佐波登美神といふ也と云ぬや前
ハ伊雜皇大神宮を伊佐波登美の社の
やうに書なる今又玉柱屋姬命のやう

よやなす伊雜宮といふ文字あれハこれよつ
き波よつきはましくいひまきううせとも元
来文字よはるく作て理よまうふり故よ自
語相達して一決せさる也次よ伊雜宮并内
外宮を三才よ配當とる事扱なきよあす
大田命傳曰國常立尊一所化神以天津御量
事地輪之精金白銅撰集地大水大火大風大
神變通和合比天三才相應之三面直經津寶
鏡乎鑄造表給倍利といつりこれ三才の理
なきよあす伊雜内外宮三才三徳相

應一て四海天平國家長久の守り垂
まふ本朝宗廟此根元なりたふハ鼎此
三足のこゝ一を闕ても立危うを次例
の三宮といふんため此所為歟といふ三宮
の例^證あり伊雜宮儀式帳より出づ曰天武
天皇宣旨下三宮之令御杖進又曰月十三
日^仁子内親王泰入於三大神給倍利又曰
朱鳥三^己年九月二十日依左大臣宣奉勅
三宮皇太神御神寶物等於差勅使被奉
送畢^{色目不記}宣旨偁三大神宮之御迁宮事二

十年一度應奉令遷御立為長例也といひ
此儀式帳も極多て古書より破損おろく
又字つきかゝり今僅に續く所を書出を
なり本紙の書ハこれ也肉讀違せり
三宮の名目私にあり彼等管見井蛙此
知を以て妄あるとるありれ次又玉
柱屋姫命を三方の内よ人よ配當ある
何きの書傳ありやこれ證文あり
神武天皇彼磯部^{難云}廣坂天津神離般石坂祭
祝との事

此説を削らんとして舊事記を引て天津磐
堺の深秘あること証す是は何事とや又日本
記を引て磯部は神籬磐石坂をまつり祝
るにんくともいふるなり大なる非及之日本紀
垂仁曰則天照大神始自天降之處也といひ
又免と云字の義をよりこれに證あり
とひふテニラハこれ往昔神武天皇此時大
神きてに磯部は降臨すこと明き
その所ハ舊記といふ今ハ巖窟の池のほとり
白亡石これ也猶今此世すとも古跡ありて傳

し来りの事故ハ垂仁天皇廿五年磯部は鎮
座すしきもその以前は所すは遷座あ
りきることなれハ磯部の御鎮座の時始て
天より降りし處ことハ垂仁記の文を讀
ふに然ともいふきし御神託ありて鎮
座すしきも所ハ此磯部をいふは始といふ
字ハ神武天皇天津神籬磐石坂祝祭多ひる
時を指て中りや

難云
櫻 大刀御以下六神の事
陳云
朝熊六郷を伊雜宮より内宮よりしたる

事をとりし歴然と五十鈴宮の前社と祭
定て今を猶ありし

難云

此六神を伊雑の末社といふんとて小朝熊也

いふ所伊雑にありしを去るを去るを去る

陳云

小朝熊の神社六座これをかきら磯部高宮

大歳の水の宮に神社六座いまだ猶あり

すす由事なりこれを内宮の六座とす

事ハ伊雑方より内宮に勧請に事あり

や伊雑方の小朝熊といふこの伊雑大

歳の灵地なるいしんや朝熊といふも小朝熊

こいふもその小おがしと答志郡のうちあり

このゆへに小朝熊神社六座ハ伊雑宮の前

社なるを去るを去るなり伊雑宮の前社の

六座ハありしを去るを去る大なる僻事也

難云

小朝熊ハ今の朝熊岳の麓にあり未だ

延暦儀式帳に社の四至を載せ伊雑宮に

いふ小朝熊の事ハありし

陳云

これおそるしき妄語に小朝熊岳ハ内宮

の朝熊よりハ辰巳にありて一里半ありて

あり内宮の朝熊ハ尤立離たる岳に内宮

朝熊の禁よハ何をも惣して伊雜方儀
部の有様久しく頽廢よ及ふ事せし
古跡神秘ハ昔よ遠くを跡跡ハ官人を
治りてアムせしめり秋毫も偽を
訴中を事よあつた

難云

七所別宮との事風宮号なき以前ハ六所の別
宮と申て内宮七所の別宮と云ふハある

陳曰

伊雜皇大神宮よハ初めよ七所の別宮之
志をも風宮号ハ内宮へ給りし宣下ある
へし又伊雜宮ハ本より七所の別宮とて

難云

今に其宮処これありをりて知強ふへし

高宮御神靈号大歳との事高宮との外宮

高宮といふ名よよせて高き所よ大歳の社

あまハ云ぬや

陳云

外宮の高宮ハ後よ勸請せる所ハ伊雜の

高宮ハ倭姫世記といふ飯野高宮是又同

記よ真名鶴の稻穂を咋持て留鳴せる所を

ハ嶋國伊雜宮上蘆原中といひ彼等これ

の文をよすして伊雜高宮と書たる神書

なりと云事管見の耻也

難云

風宮辰巳當祭との事ハ風社の事なるべし

陳云

風宮辰巳云當て祭との事委年中行事云
見云り猶伊雜宮云おわてハ年中八十余度の
神事云は云め奉る事ハ伊雜神宮古今此定
例也その云へ向云やす云り云く内宮の神事
祭礼ハ大概伊雜宮の古風を傳云り例せハ
内宮云ハ御神樂と云事云なり伊雜方云ハ高
宮の神前云して毎月朔日十一日廿一日此三ヶ日
日御神樂を奏云ふ事天下大阜の由祈禱
令云て今云ハおこ云め云るは是本朝神樂の寂

初也内宮云此例云なり且又伊雜宮の御
後今云至て内宮の祢宜神主并万民云い云る
ま云て噴拜せ云む事ハ是伊雜大神宮ハ
内宮の根本云なる故云ハあ云る云や又内宮云ハ
諸末社云い云る云ま云て伊雜宮より迂云り
奉云ると見云たり内宮云ハ式を云りて伊
雜根本云此法を削云こと云なり

難云

外宮の末社湯田社則大歳の神との事外
宮云ハ末社云ま云てハなく云り内宮の末社
ま云て云り

陳云

内宮の祢宜等伊雜宮の故實ハ全く知へず
以テ伊雜宮遷宮儀式帳ニルモ舊本也
内院ニ依奉り一上ハ相論ニ及ハス伊雜宮
遷宮儀式帳曰天御中主尊御子神皇彥靈
尊天御食持命櫛真乳魂命天曾已多
智命大嗣辨命天御雲命天村雲命天日別
命玉柱屋姬命此末子世古氏神主といひ又
大若子命ハ鳥居中氏祖神也又云大若子命
亦名大幡主命末子大神宮磯宮坐ヨリ以天
適々相兼大神主世古氏神主同前伊雜宮

与内宮荒木田神主云抑荒木田トハ是大神宮
御饌田ヨリ始也根元千田荒木田起也大神宮
御饌田伊雜村ヨリオコレリ又云伊雜宮内宮
祠官皆是荒木田姓也といひこれ中ニ千田
ニハ彼真名鶴の咋持てあまらざりし
稻穗を初めて神田ニ播マキ多ひ一その神田を
千田と名づくといひ世記の説これあり今
伊雜宮ニ千田といふ所ニ是あり然るを
内宮ヨリ判任とといふ事大なる僻事也
次ニ補任記の例證也とて書載なるありむ

き二通の状を出せり初め此状は伊雜宮大物
忌藤原棟忠と云事延喜式曰伊雜宮内人
二人物忌父等任志摩國神戸人といひ神戸
の内は藤原氏のものなり但此時は中氏世
古氏荒木田氏の人な藤原氏をまゝて姓を
あはためしやまゝに内宮の祢宜そのか
よる神乃の式をまゝする事明くも大
神宮由鎮座よるこのく相續せる中世古
荒木田氏を内宮祢宜等の所為にして姓を
私にあはたえさる事神慮測かす又

次の一通は世古勝次郎を素清久と改姓せ
しハこれ何事ぞ伊雜方は素清氏のものか
是又私に姓をあはため授たり次は内宮の
補任記おほしきなり伊雜宮の神職を内宮
の祢宜より補任せよとの綸旨宣下ありや
何故は伊雜宮の神職を私にゆきてまも
由鎮座よるに姓氏をあはためたるや
爰は伊雜宮ハ九鬼大隅守不義無道にして
伊雜皇大神宮由鎮一粒も強くは押領せら
ましよるこのく六十余年荒廢よ及ひ伊雜

宮の祢宜神主等飢寒の患を以て此刺へ武
家俊と馳きてこれと津とむるよいとむなく
いよく困乏ありてまづうよその日をおくり
かゝり本宮并末社頽廢して上漏下湿不
ふこれ以て防りんとすりよ力たつとせめて御寶
殿を雨露れたる免母をりされさせ奉じしと
まるところ又諸末社皆そのあひたは顛倒し
多ふ祢宜神主神前は跪つき涙を流し天下
仰て訴とつても神道時いり強はすして久
く星霜を重ねされども伊雜宮の祢宜等

神威をおりん奉るうゆへ地下よして神職を
津とめ奉らん事ハかゝる時節はも猶神慮
をかりくしとおされ奉るといへども叙爵
上へき便りかゝる所は内宮の祢宜等伊雜
宮の祢宜をまのきうていよく假令官代おひ
して禁裏より神職を中ゆるさる事
うかすとも内宮の祢宜よりかの官代を以て
ゆきさんよハ神職更は替りてすとして寛永
十七年世古氏勝次郎祢宜職を内人職に
ゆきしる時官代銀七十二錢目をそりこれ

又泰清久と姓氏をあらためたる伊雑
宮の祢直等神役武家役と隙なく貪るとい
いふくまひく此故又文盲不學なりて何の
とらちをもあつて内宮一祢直荒木田守任
とくやがいつとむひは満りせける事いほ後悔
はるといへども其時よこまて満らざれども
事是非なり伊雑宮の神職なりとも禁裏
補任の事其例ありきを内宮の祢直私に
ゆりて官代をむさる事其罪極くす
又次は補任状の文章は廳宣の書出し

所宣如件と書はるを伊雑宮内人等直義
知依件行之以宣と書るを免する事これ
大政官符の文法繪旨院宣の文章なり内宮
の祢直等大政官符を掠め奉るにあつてもや
今義推とらよ内宮の補任帳ハ内宮祢直
等々補任の事をとらよおき官符の状を
書のせらるを伊雑宮の祢直等々文盲
愚癡あらを見たりて彼等よ給りし
状の文章を少書替てあつてと見たり
これをりて伊雑宮に神職と内宮より

ゆゑと云事大誑惑の妄語（記）も明ら
かり況や伊雜宮ハ六十余年顔廢一三十
余年これより内廷宮の神訴を遂る所今
適禁裏幕下伊雜宮の子細を以て
めし上させしれ伊雜宮内廷宮の事依出さ
せしる處に俄に内宮より非義の訴を企
て妨申す事大神宮の神歎たる事ハ申す
及ハす天下國家の宗廟諸神根本万徳の
靈宮を以てしるを奉り永く退轉せしめ道の
道たる朝政を破るありしや依て此紀明

を仰き奉る所や

卷第二

難波か

卷第三

難云

記曰從磯宮今内宮奉天照皇大神御靈也故
五十鈴宮号磯殿との事記とい何る記よりや
陳云
されんを日本記を知らる故よかく申すや

磯宮より今の内宮よ皇大神の御靈をう
け奉りし事ハ日本紀倭姫世記大田命傳
等に見しる前申す所いま重（云）てある
及す記といふハこれの書日記の事也

文相の遠くハ取意用略なり

^{難云}遷座の所ハ此名を略して書たる物たるべく

^{陳云}

多氣郡の磯宮といふ事前段に申すべく

跡形をなき妄語にて

^{難云}

用明天皇三年伊雜宮御造宮乃事

^{陳云}

神宮雜事ハ勝於彼戰畢于時以国子連公

令祈申於皇太神宮云云軍ハ勝畢てハ又

何事を祈申さしめ給へるや守屋退治の

由敷ありハ實と書へき事也次ハ用明天皇

の由事ハ遷宮ハ事實基本紀にありとは

彼等も志あり舊記に志あり所ハ伊雜

宮の御事也

^{難云}

今世伊雜大宮大神主荒木田との事

^{陳云}

此義ハ前ハ申なきハ再註及ハす去あう

伊雜大宮大神主ハ大幡主命末孫中氏安行是也

又仲哀天皇御宇改姓賜ハ佐加支刀部命之曾

孫寂上神主荒木田姓を賜りて云々又内宮

の神主荒木田氏ハ伊雜宮より御遷幸ありける

時より相續せり大幡主命を大神主と定め

給ひハ伊雜宮よりの事ありよく世記の文を

へしこれ大神宮大神主の初めあり伊雜宮儀式帳
にあり次に伊雜宮より越訴を企むりとい
ふ事前代未聞とい何事ぞや伊雜宮ハ内
宮の最初あれ越訴の咎ハ彼等の方にあるや
神宮諸雜事記云宝龜四年十月十三日
難云 此文の中は宮人等といふ事伊雜宮の諸役人
等也本宮といふハ伊雜宮の御事也伊雜宮何
故に内宮に訴へざるも雜事記ハ彼等
方は編なる書あれいふやうにも筆よりせ
て書きたるははれもより方々満のよきやうに

なりてはあり次に

難云 延長五年九月 下略

陳云 この文も内宮へ訴たりといふ事見つを案する

内宮其時ハ伊雜と内宮と和融せる折なりあれハ
内宮の称宣等も指して伊雜方より力をそへ
たる成へしあれハ宣旨の状の當所ハいはくそ
やお月つちなりかく胡乱ある事ともを證據と
して日本紀等を削りて彼等より非義を正理
よなさんとする伊雜皇大神の神威神徳を
奪落せしめ奉るハ神明ハ御慈悲ふらくお

そしちせハ御ありれとの御はありしを
くくしりふるりれく日月いしる地は落
大神道と成せよとてはせり上ハ彼等
ささめて冥加よとて奉らん速は過をあ
らためて早く昨の非を悔し

難云

如此して何等の事も伊雑宮より内宮へ申し
内宮より宮司へ申し宮司より神祇官へ
申し神祇官より奏聞の定例にて
陳云此條こと伊雑皇大神宮を滅却せし先奉
らんと欲するの所為是弥伊雑宮の神

敵也それ伊雑皇大神宮ハ天下宗廟の根元
なり此故に往昔御政印一面始めをかりし不
の證文慥也是をりて何等の内事を
伊雑宮より御政印をおこし内宮成経とし
て直に宮司へ申し宮司より神祇官へ申上り
奉存り宮司ハ神宮の宮司にて間宮司より
申上り事尤古例奉存り殊伊雑宮祢宜大内人
補任の事文明永録の二通今猶舊如き状
これ先例ある事明くも然るに内宮
の祢宜等尤神敵朝敵の張本として

伊雜宮の御事取次奉らんと結構を
ついでにいふれり一況や神歌
にて其例ありと此度とてに
非義をかまへ伊雜皇大神宮の神威神徳
を掠め非礼を專りて一刺さ伊雜皇大神
宮式例の御後を當年より初めて停
止せしめたるのこゝろを伊雜宮信心参向の輩
ありとも内外両宮より推すむされ伊雜皇
大神宮を永く断絶せしめ奉らんと欲するの
こゝろありとや然るに今伊雜宮御再興

神の勅命をわらふ事重くの聖恩あり
かゝる存奉る所は若今彼等も伊雜皇大神
宮の取次仰付らざらばおあてはさるべく彼等
神がしめさるる非義をおこさし申し
答伊雜宮はみよハ退轉しめふべき事今日
前より明らう也實に神歌をてその神
よつらうまらうハ虎ををらふて患をを
さめ戸をひらきて賊を待のたぐひよて
あつへく冥よハ神慮よをむき顯よハ
朝廷の政道をやふるの所為也此事よ

いづれにてハ恐るる違て。奏聞申奉らん
祢々のハ彼等神慮不憚之所為急度
御糺明を乞ふるまんと。天意を御き
奉る所也

右内宮之祢直等僻案之難文申上之趣粗
答申ハ唯神宮最初之事日本書紀垂仁紀分
明由座ハ上ハ自余用る不足歎其上伊雜の二
字垂仁紀附合の口傳有之事。由座ハ
抑内宮の祢直等重々非扱之所為其罪科不
輕濫訴之企。上以輕しめ奉る。是ハ
皇大神の神

恩を雨山ハ蒙るるか。却て神歎とあり神威
神徳を削奪しんす。是ハ二伊雜宮舊記ハ漫
ハ朱をさし文字を添て我々得手ハ讀むを
無礼の非法。是ハ三多氣郡の磯宮といふ事
此跡形なき大妄語をいひて。天意を欺奉る
皇大神宮を伊佐波登美神とわさふけ申て
伊雜皇大神の神軀をこり替奉る科。是ハ四
ハ伊雜宮御造営の御事。天意をいひて相
定めらる。此所ハこれを妨奉り下封上の科
是ハ五私をいひて伊雜宮の神職をいひ官

代を犯し望む 是六 判任の状は官符の文章
を望む 是七 漫は私をりて姓氏をあり
ためはりす 是八 伊雜皇大神宮より毎年
正五九月は御後をりて内外兩宮は長官
祢宜神主神人等との外上下万民は順拜せし
むるこれ神道最初の式禮也伊雜宮根本の
定例也志るると當年寛文第二^{壬寅}曆九月中
旬はあつて内外兩宮神職の類等并
は万民はいつるまで伊雜皇大神宮御鎮座よりの
この舊例式禮を停止侍り御後と順拜い

さる事前代未聞の罪科 是九 剩多し伊
雜宮信心参向の輩ありとい推さむ右此
九ヶ条の罪科譬をとり物あり冥は神
慮神道を欺むきくす 顯は人敬人信
を覆さば上は天意をる并りるこ
下は庶民の心をばとハクと彼といひ是と
いひ世の多免國のためその禍少くを仰願を
是非の紕明を遂と伊雜皇大神宮御遷
宮よりはさハ神運忽と初とを神光より
たむかやき神威神徳いありはつり皇流

